受理番号	受理年月日	件名及び要旨	提	1	出	者	送 付 委員会名
4 第 1 年 号	3. 12. 14	中小企業や地域経済を立て直すための環境整備を求める要望 地域経済は、新型コロナウイルス感染拡大の動きが落ち着く中で、企業活動と 社会生活の正常化に向けて再始動を進めている。 今後は感染防止と大きな打撃を受けている中小企業や地域経済を立て直すた めの環境整備を図ることが重要となっている。 一方、人口減少に伴う地方の疲弊と経済の収縮という構造的課題に対しては、 あらめる施策の展開と地域の総力を挙げた取り組みを加速化していくことが不可欠である。同時に、地域活力の中核を担う中小企業の生産性向上と経営力強化 を促進することも重要であると考えられる。 足元では資源価格の高騰や円安の動きが加速化するなど、中小企業の経営は収 益圧迫への懸念が強まっているが、コロナ禍克服と新たな成長・発展を見据えた 次の事項の実現について、特段のご配慮を賜るようお願いする。 1 新型コロナウイルスの感染再拡大防止と社会経済活動の両立に向けた支援 (1) ワクチン接種を検査・医療提供体制の拡充 ワクチン接種率向上と3回目以降の接種を計画的に推進するため、ワクチンの発症予防効果や重症化予防効果、副反応等について適切に情報を開示されたい。 併せて、感染の再拡大や変異株に対応した検査体制の充実と症状ごとに効果的な治療薬を適宜適切に投与可能となるよう医療提供体制の環境整備を図られたい。 また、経口薬等の開発、国内生産、実用化をはじめ、有効な治療法の確立に向けた取り組みを支援されたい。 (2) 事業継続に向けた資金繰り支援のさらなる強化 ① 新型コロナウイルス感染症による影響の長期化を踏まえ、既に融資を実施した事業者から再度の融資相談があった場合には、事業者の実情に応じて追加融資への柔軟な対応を図るとともに、返済猶予等について条件変更措置を講じられたい。 ② ウイズコロナ、アフターコロナを踏まえて設備投資や事業転換等を図	会長		議所連合 中 2	会	防災環境

り、ピンチを商機として取り組む事業者に対しては、金融支援策の継続・ 創設を講じられたい。

(3) テレワーク導入・定着支援の拡充

テレワークの導入・定着は、感染防止対策だけでなく、働き方改革の推進や多様な人材の活用、 生産性向上に向けても重要となっている。一方、茨城産業会議が令和3年4月~5月に実施した茨城県内企業を対象としたテレワーク実施状況アンケート調査では、中小企業における導入が低調であったことに加え、導入に係る課題は、機器・ネットワークの環境整備や労務管理、セキュリティの確保など多岐にわたっている。

このため、デジタル機器の購入やネットワーク環境の整備、情報セキュリティの強化などテレワーク導入時の負担軽減に向けた補助制度の充実と認知度の向上、サテライトオフィスやコワーキングスペースの整備拡充を支援されたい。

併せて、各種支援策の分かりやすい周知と労務管理や社内外のコミュニケーションの問題など課題解決に向けた好事例の紹介と相談体制の充実強化を図られたい。

(4) キャッシュレス決済の一段の推進

キャッシュレス決済は、消費者の利便性向上や現金を介した接触機会削減だけでなく、店舗のレジ精算業務の削減、現金管理の削減、消費者の手持ち現金不足による機会損失の防止につながるものの、中小・小規模事業者にとっては、決済事業者の選定や決済手数料が大きな負担となっている。

このため、キャッシュレス決済事業者の中小店舗向け開示ガイドラインの 普及・周知を促進するとともに、システム導入への助成、入金までのタイム ラグの短縮化等について支援拡充されたい。

(5) サプライチェーンの安定的な確保

サプライチェーンの強靭化と国内回帰・地方立地を推進する「サプライチェーン対策のための国内投資促進事業費補助金」について、中小企業特例を含めた制度の維持・拡充を図り、安定的な生産と供給の仕組みの構築を支援されたい。

併せて、県独自の上乗せ補助制度を継続し、企業誘致を推進されたい。

(6) 企業と労働者の地方分散支援

新型コロナウイルス感染拡大は災害リスクが高まる東京一極集中の流れ を大きく変えるとともに、地方移住や二地域居住の可能性を広げている。こ のため、本社機能の移転をはじめオフィスの分散化等地方への移転促進に向けた支援充実を図られたい。

併せて、勤務地を制限しないリモートオフィス等の環境整備を講じられたい。

(7)公共事業の発注・納期の柔軟化

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、地域需要の低迷が続いているため、公共事業は引き続き予定どおり発注するとともに、納期・工期については柔軟に設定されたい。

併せて、原材料費の高騰や最低賃金の改定を含めた賃金相場の上昇を考慮 した適正な予定価格の設定を講じられたい。

(8) デジタル政府の取り組み加速化

国と地方自治体における行政手続きについて、押印や対面・書面手続き等の運用改善、契約行為など電子入札にとどまっている官民手続きのデジタル 化対応を推進されたい。

併せて、行政手続きの簡略化などマイナンバーカード活用による社会基盤 整備とマイナンバーカードの普及促進を図られたい。

さらに、確定申告データ等を活用した協力金・支援金等の迅速な給付方法について検討されたい。

- 2 中小・小規模事業者の活力増進と商工会議所の支援体制強化
- (1) 生産性革命推進事業の充実支援
 - ① 新分野進出、事業転換、業種転換など事業再構築に意欲を有する中小企業等を支援する「事業再構築補助金」について、継続・拡充を図るとともに、小規模事業者枠の創設を進めるよう支援されたい。
 - ② 新製品・サービス開発や生産プロセス改善等のための設備投資等を支援する「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」(ものづくり補助金)について、継続・拡充と申請書類の簡素化を図るよう支援されたい。
 - ③ 小規模事業者の販路開拓等の取り組みを支援する「小規模事業者持続化補助金」について、継続・拡充を図るとともに、申請・報告書類・手続きの簡素化を進めるよう支援されたい。

併せて、通常枠の補助上限(現行 50 万円)の増額を図り、積極的な販路拡大を支援されたい。

- ④ I Tツール導入による業務効率化等を支援する「I T導入補助金」について、地域における一段の普及促進とテレワーク導入サービスおよびクラウドサービス導入への加点措置の継続、低感染リスク型ビジネス粋の継続・拡充を図るよう支援されたい。
- (2) ビジネスモデルの転換、デジタル化による生産性向上支援 新しい生活様式や需要構造の変化などに対応した事業活動を進めていく ためには、ECサイトの活用やオンライン商談会等の非対面型ビジネスモデ ルへの転換、デジタル技術の活用による生産性向上が必要となる。このため、 ビジネスモデルの転換やビジネスマッチング等による新規需要開拓と国内 外への販路拡大に取り組む事業者に対する支援の継続・拡充を図られたい。 併せて、経営資源が十分ではない中小・小規模事業者に対しては、デジタ ル化を支援できる専門家の派遺やデジタル人材育成など事業環境の整備を 支援されたい。
- (3)産業の活性化と地域発展に向けた事業者の商工会議所への加入促進 平成 16 年4月施行の「茨城県産業活性化推進条例」は県と商工会議所等 が連携し、創業、経営革新、企業再生、資金供給等に取り組むことで産業の 活性化を図るものである。地域で活動する事業者が商工会議所等に加入し、 商工会議所とともに地域貢献活動に取り組むことになれば地域経済の発展 に大きな役割を果たすこととなる。

このため、本条例の一段の実効に向けて、事業者の商工会議所加入に係る指導徹底を図られたい。

- (4)各市の(仮称)産業振興基本条例策定に向けた支援強化 人口減少が続く中で、地域の経済活動を活性化させ、地域社会に活力を増進させていくためには、市、事業者、商工会議所等の経済団体、市民等が密接に連携、協力していく仕組みを構築することが重要となっている。このため、社会構造の変化に対応し、地域基盤の安定と強化を図る観点に立って、各市において(仮称)産業振興基本条例を策定するよう支援されたい。
- (5) 商工会議所を中核とした小規模事業者に対する支援体制の強化 改正小規模支援法の施行(平成26年)以降に増加している経営計画策定 ・実行等の伴走型支援や創業支援、事業承継支援、金融支援、生産性向上・ IT活用支援、働き方改革への対応等国の新たな政策への対応等によって商 工会議所の経営指導員をはじめとする補助対象職員の役割と業務量は増加 し、かつ支援の質も高度化している。

同時に、商工会議所は、新型コロナウイルス感染症や大規模自然災害発生等の非常時には、経済活動維持に欠かせないエッセンシャルワーカーとして、事業者の資金繰りなど各種経営相談に対応するとともに、国・県等からの様々な要請を受け各種支援策の周知・活用支援を行うなど、セーフティネット機能も果たしている。

こうした取り組みを円滑に推進していくためには、商工会議所の経営支援 体制を強化することが必要であり、経営指導員等補助対象職員の安定的な確 保と増員等に向けた地方交付税の拡充を図るよう支援されたい。

併せて、経営指導員等の役割・業務量の増加に対応した体制の強化を図る 観点に立って、経営指導員等補助対象職員人件費の安定的な確保と新たな事 業推進に向けた人件費の増額を図るとともに、設置定数基準の見直しを講じ られたい。

- 3 経営環境と活動基盤の強化に向けた資金調達の円滑化
- (1) 創業の促進と支援拡充
 - ① 新たな需要や雇用を創出し、地域経済の活性化を促進するため、地域創造的起業補助金の再予算化を支援されたい。
 - ② 創業支援融資および女性・若者・障害者創業支援融資について、経営安定と円滑な事業推進を図るため、利子補給制度の創設と保証料の減免を図られたい。
- 4 地域の成長を後押しするための基盤強化
- (1) 最低賃金引き上げに係る支援

令和3年度の茨城県最低賃金は、前年度比28円増の879円となり、コロナ禍の影響を大きく受けている宿泊、飲食、観光、交通運輸業をはじめ多くの中小企業が事業継続の危機や人員削減等の窮地に追い込まれるおそれがあることから、次の事項についての対策を講じるよう支援されたい。

- ① 最低賃金改定を含む労務費や原材料費の上昇分が適正に価格転嫁されるよう、取引価格の適正化と官公需の契約金額の見直しを図ること。 併せて、賃金の引上げを消費の拡大に繋げるため、人件費の価格転嫁が 受入れられるよう周知・啓発を図ること。
- ② 最低賃金を引き上げた場合に、経費の一部を助成する業務改善助成金 や、最低賃金枠が新設された事業再構築補助金について、幅広く周知し、

利用を促進すること。

併せて、宿泊、飲食、観光、交通運輸業などコロナ禍の影響が深刻な業種を対象に、県の上乗せ助成制度を創設すること。

(2) カーボンニュートラル実現に向けた支援

「2050 年カーボンニュートラル」が宣言されたことを受けて、グリーン投資による産業構造や社会経済活動の変革を進めることが求められているものの、中小企業の多くは、自社のビジネス環境にどのように影響があるのか、どのように対応を進めたらよいのかを十分に理解できていない。中小企業にも理解しやすいよう、カーボンニュートラルの具体的な全体像と実現に向けた道筋を早期に示すとともに、従来のビジネスモデルや経営戦略の見直しなどを図りながら、意欲的に取り組むことができるよう次の支援策を講じられたい。

- ① カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化効果の高い設備への転換・ 導入などグリーン対応補助金の創設と拡充を図ること。
- ② 省エネと併せて経営改善・生産性向上に繋がる設備投資への補助、資金調達上の優遇措置を図ること。
- ③ カーボンニュートラルに取り組む中小企業向けコンサルティング機能の充実を図ること。
- ④ 中小企業は CO2 排出量の計測が困難であることから、実態把握に向けた 指導や支援充実を図るとともに、CO2 削減方法の明示および周知徹底を進 めること。
- ⑤ 再生可能エネルギーの活用を進めるため、中小企業が再生可能エネルギー由来の電気を安価で安定的に調達できる仕組みを構築すること。
- (3)日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区の高炉縮小に伴う影響最小化への支援

鹿島臨海工業地帯は、鉄鋼や石油化学などの産業が集積し、茨城県の製造品出荷額等の約2割を占めるなど重要な産業拠点であるとともに、地域の雇用の場としても重要な役割を果たしている。

一方、国内需要の低迷や国際競争の激化、カーボンニュートラルへの対応を迫られるなど、事業環境は大きな変革期に直面しており、2021 年3月には、日本製鉄(株)東日本製鉄所鹿島地区の高炉1基と関連設備を2024年度未までに休止することが発表された。これにより、当該地区における関連企業を含めた約1万人の雇用や地域経済への大きな影響が懸念される。

このため、2基体制の維持に向けた措置や、やむを得ず1基休止となる場合には、地域経済への影響を最小化する観点に立って、事業者の業態転換に向けた設備投資資金の支援等経営安定化に資する施策を推進されたい。

併せて、カーボンニュートラルに対応するための大型電炉、水素還元製鉄の技術開発や地域の新産業創出に向けた取り組みへの支援等を実施されたい。

(4) ダイバーシティ社会の実現に向けた多様な人材の活躍推進

急速な生産年齢人口の減少が見込まれる中、企業が雇用を確保し、成長を続けるためには、意欲のある全ての人が性別等にかかわりなく、個々の能力を発揮し、多様性を認め合いながら働くことができる「ダイバーシティ社会」の実現が必要である。このため、茨城県が推進する「いばらきダイバーシティ宣言」について情報発信を強化し、宣言企業を拡大していくとともに、多様な人材の活躍に取り組む企業に対しては、支援策や優遇措置の創設を図られたい。

(5) SDGsの取り組みに向けた支援

2015年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)は、経済、社会、環境など幅広い分野の課題やニーズの統合的な解決を目指すものであり、企業にも積極的な関与が求められている。大企業や自治体では戦略的な取り組みが始まっている一方、中小企業へのSDGsの浸透は限定的であるため、推進体制の強化と全県的な情報発信による普及・啓発活動を継続されたい。

併せて、中小・小規模事業者におけるSDGsの取り組みは、ビジネス機会の創出等による新たな販路開拓に資することから、事業者が導入する意義や理解を深めるためのセミナー等について、引き続き支援を図られたい。さらに、企業における先進的な取り組み事例やこれまでの成果について紹介されたい。

(6) 女性のさらなる活躍推進に向けた支援

事業所内保育施設の設置による保育の受け皿の整備は、安心して子供を産み育てられる環境のみならず、仕事と保育の両立に必要不可欠であるため、設置要件や運営方法等に関する指導支援と助成制度の拡充を継続されたい。

(7) (公財) いばらき中小企業グローバル推進機構の事業充実

令和2年4月に設立され、同年8月に(公財)茨城県中小企業振興公社を 吸収合併した「(公財)いばらき中小企業グローバル推進機構」は、ジェト ロ茨城と合同オフィスを設けるなど海外ビジネスに重点を置いた事業を展開している。一方、コロナ禍の影響もあって、国内での事業展開を重視する中小企業も多いことから、中小企業振興公社から引き継いだ受発注マッチングや販路拡大、新技術・新製品開発など地域密着型の支援事業についても拡充強化を図られたい。

- 5 経営基盤の強化と生産性向上を促すための税制改正
- (1) 地方拠点強化税制の拡充

地方への人の流れを加速化し、地方での安定した雇用と地域経済の好循環を創出する地方拠点強化税制について、令和4年3月末までとなっている適用期限を延長するとともに、減税対象設備に社員寮等福利厚生施設を追加するなど一層の促進に向けて拡充を図られたい。

- 6 持続的発展に向けたまちづくりの推進
- (1) 交流人口の拡大とにぎわい創出
 - ① 中心市街地の活性化に向けて、創業者や移住希望者等が利用できる空き店舗、チャレンジショップ、コワーキングスペース等の整備充実を図り、生活自立や事業自立化を支援されたい。
 - ② UIJターン等都市と地方の交流機会の拡充と交流人口の拡大を図られたい。
 - ③ 中心市街地活性化協議会の地域コミュニティに対する役割の強化と円滑な事業推進に向けて人材確保と財政支援の拡充を図られたい。
- (2)機能的なまちづくりの整備推進
 - ① 地域の社会的課題を IoT、ビッグデータ、AI 等の技術とビジネスで解決 する新たなまちづくりの実現に向けた支援充実を図られたい。
 - ② 商店街で増加する空き地・空き店舗を交流施設としての整備やリノベーション等に取り組んで利活用事業を実施するに当たっては、優遇措置を講じられたい。
- 7 観光地域づくりの強化を図るための支援充実
- (1) 「全国商工会議所観光振興大会 2023 in 水戸」開催に係る支援 日本商工会議所では、観光に対する意識改革と普及啓発を図り、まちづく り・観光振興を推進するため、各地商工会議所との共催で 2004 年から「全

国商工会議所観光振興大会」を開催している。

2023 年度大会の開催地に水戸市(水戸商工会議所)が選定され、2024 年2月に「自分の道を見つける旅へ。」をテーマとして、全体会議・交流会、分科会、エクスカーション、物産展などを行う予定である。

大会開催にあたっては、県内商工会議所をはじめ、行政や関係諸機関との 連携が必要不可欠であり、地域の活性化と観光産業振興の観点に立って、財 政支援を含めた全県的な協力支援を講じられたい。

- (2) デスティネーションキャンペーンに向けた観光資源の魅力向上支援 2023 年秋に茨城県で開催される「デスティネーションキャンペーン」は、 JRグループ 6 社と地域が一体となって実施する国内最大規模の観光キャンペーンであり、全国からの観光誘客と交流人口の拡大が期待できる。この ため、行政や観光関連事業者のみならず、地域の商工業、農林水産業等多様 な主体が連携し、地域に点在する観光資源の発掘・磨き上げを図られたい。 併せて、誘客を促進する観光事業や観光客の受け入れ環境整備・店舗改修 等について支援の充実を講じられたい。
- (3) サイクルトレインの運行促進

筑波山や霞ヶ浦等の恵まれた地域資源を活かした「つくば霞ヶ浦りんりんロード」の整備によるサイクルツーリズムの拡大推進に向けて、常磐線と水戸線にサイクルトレインを導入し、観光振興と地域括性化の促進を図られたい。

(4) いばらきサイクルツーリズム構想の推進

茨城県が策定した「いばらきサイクルツーリズム構想」は、国のナショナルサイクルルートに指定されている「つくば霞ヶ浦りんりんロード」を中心に、「奥久慈里山ヒルクライムルート」、「大洗・ひたち海浜シーサイドルート」、「鬼怒・小貝リバーサイドルート」の4つのモデルルートが設定されるなど各地域の特色を活かした新たな観光需要の発掘、交流人口の拡大が期待される。

こうした中、国内外からサイクリストが何度も訪れたくなる魅力あるサイクルルートとするためには、ターミナル拠点の整備や効果的な情報発信とあわせて、快適で安全なルートを維持する必要があることから、定期的に点検を実施するとともに危険箇所を通報できる一元管理窓口の創設を図られたい。

(5) 茨城県北ロングトレイルの整備促進

県北6市町の里山や観光地をつなぐ茨城県北ロングトレイル(全長 320 km)は、令和3年3月に大子町内の12km 区間が開通したところである。今後、県北地域の観光資源の掘り起こしと交流人口の拡大に向けて、安全かつ快適なトレイルコースを整備し、観光振興と地域活性化の促進を図られたい。

(6) 広域観光周遊ルートの形成と波及促進

訪日外国人旅行者の地方誘客を促進するため、観光庁が認定、公表した広域観光周遊ルート「東京圏大回廊」太平洋コースについて、モデルコースの一層の活用を図るとともに、芸術や文化等が体験できる筑西・桜川・笠間(県西地域)エリアをはじめ、多機能施設の道の駅「グランテラス筑西」等との連携による周辺地域への誘客に向けた波及整備を図られたい。

(7) Wi-Fi スポットの設置拡充

観光客へ円滑な情報提供と利便性の確保を図るため、Wi-Fi スポットの設置拡充を講じられたい。

(8) ワクチン接種の普及を踏まえた観光需要・消費喚起策の推進

長引くコロナ禍で、人の移動や活動制限による影響を大きく受けている宿 泊、飲食、交通運輸業など観光関連事業者の経営再建に向け、ワクチン接種 の普及や感染状況を踏まえながら、県内旅行割引支援等の継続・拡充など観 光需要・消費喚起策を推進されたい。

(9) 観光誘客の促進

コロナ禍の中で相次ぐイベントの中止や外出自粛要請が続き、観光関連産業は大きな打撃を受けている。こうした中、県が昨年実施したいばらき観光誘客推進事業は、観光資源を活かした地域経済の活性化に貢献するところとなった。

このため、観光関連産業の支援と観光人材の育成を図るとともに、新たな地域振興を推進する観点に立って、事業の継続と助成拡充を講じられたい。

- 8 地域の成長力と広域交流を支える社会インフラの重点化
- (1) 常磐線の利便性向上
 - ① 全ての列車について東京駅、品川駅への乗り入れ実現を図られたい。
 - ② 特別快速列車の運転本数増発を図られたい。
 - ③ 全ての特急列車について、土浦駅、石岡駅の停車実現を図られたい。
 - ④ 東海道線との相互直通運転の実現を図られたい。

- ⑤ 特急回数券の発売を図るとともに、「ひたち東京フリーきっぷ」、「都 区内・りんかいフリーきっぷ」の再設定等特別企画乗車券の発売を図られ たい。
- (2) 水戸線の利便性向上
 - ① 通勤・通学時間帯および夜間時間帯を中心に運転本数の増発を図られたい。
 - ② 小山駅-勝田駅間における直通運転の増発を図られたい。
 - ③ 東北新幹線、東北線、両毛線、常磐線との接続改善を図られたい。
 - ④ 両毛線との相互直通運転の実現を図られたい。
 - ⑤ 利便性向上のための快速列車の導入を図られたい。
 - ⑥ 高齢者や車いす利用者等の介助、災害や事故等発生時における対応など ワンマン運航に伴う安全性の確保を図られたい。
- (3) 鉄道利用者に配慮した環境整備
 - ① 安全性、公平性、快適な空間確保等に基づいたユニバーサルデザイン化の導入対応を図られたい。
 - ② ホームからの転落事故防止対策の強化を図られたい。
 - ③ 災害や事故等が発生した際の情報伝達、復旧対策、代替輸送の確保等について、迅速な対応を図られたい。
- (4) つくばエクスプレスの延伸による鉄道ネットワークの強化 つくば市と東京都心を結び、地域間交流と経済の発展を支えるつくばエク スプレスについて、東京駅延伸の早期実現を図られたい。

併せて、交通ネットワークの一段の充実と地域活性化を図るため、常磐線の県内主要駅への延伸と茨城空港への延伸実現を推進されたい。

- (5) 東京8号線(地下鉄8号線=有楽町線)の延伸 東京8号線(地下鉄8号線=有楽町線)については、東京の都市機能のバックアップの観点に立って、押上から筑西市(JR水戸線下館駅) までの 延伸を図られたい。
- (6) 道路の整備促進とネットワークの強化
 - ① 高規格幹線道路
 - ア 首都圏中央連絡自動車道について、県内区間を含む東北自動車道から 東関東自動車道までの4車線化の早期整備を図るとともに、県内区間に おける(仮称)坂東PAの整備促進による休憩の確保等利便性向上を促 進されたい。

- イ 東関東自動車道水戸線について、一日も早い全線供用を図られたい。 併せて、利便性向上と地域振興を促進するため、休憩施設の設置整備 を進められたい。
- ウ 北関東自動車道の笠間PAから東水戸道路の常陸那珂ICまでの区間について、新たなPAの設置による休憩の確保等利便性向上を促進されたい。
- ② 常磐自動車道のスマートICの設置促進 常磐自動車道の桜土浦IC-土浦北IC間にスマートICを設置し、地域の交通渋滞緩和と利便性向上を図られたい。
- ③ 北関東自動車道のスマートICの設置促進 県西地域の産業の振興と道の駅等への利便性向上、観光誘客を促進する ため、桜川筑西IC-真岡IC間にスマートICを設置されたい。
- ④ 一般国道
 - ア 国道6号における牛久土浦バイパス、千代田石岡バイパス、日立バイパスの早期整備促進を図られたい。
 - イ 新4号国道について、主要交差点の立体化と全線6車線化の整備促進 を図られたい。
 - ウ 国道 50 号の結城バイパス、下館バイパス、協和バイパスの整備促進を図られたい。特に、筑西市川島-玉戸間の4車線化を一日も早く整備されたい。

併せて、卸団地ー門井・久地楽間は慢性的な渋滞が発生していることから、早期緩和を図るため、拡幅対策を講じられたい。

- エ 国道 354 号の古河市大提における旧国道 4 号との交差点について、慢性的な渋滞解消を図るため、立体交差化を進められたい。
- オ 国道 294 号の全線 4 車線化への整備促進を図るとともに、首都圏中央 連絡自動車道とのアクセス向上と交通需要の増大に対応できるよう、最 高速度 80km/h の設定に向けた道路構造の改善を図られたい。
- カ 国道 408 号の全線開通に向けた早期整備を図られたい。
- ⑤ 県道
 - ア 県道61号日立笠間線の早期着工と整備促進に取り組まれたい。
 - イ 筑西地域の産業活動と広域交流を促進し、北関東自動車道路に連結する る筑西幹線道路の早期整備を図るとともに、周辺アクセス道路(一本松 -玉戸)の改善整備を進められたい。

- ウ つくば明野北部工業団地および筑波北部工業団地周辺の道路整備を 進め、利便性向上を図られたい。
- エ 那珂湊大洗線について、湊本町および海門町地区の整備をはじめ交通 渋滞緩和に向けた道路の拡幅整備を図られたい。

併せて、開通から 60 年が経過し、劣化や損耗が進む海門橋について、 橋梁の点検・調査、 補修整備による安全の確保を図られたい。

- (7) 茨城空港の活用促進
 - ① 国内線、国際線の定期路線の拡充を図られたい。
 - ② 国内線、国際線における感染症の拡大防止に向けた検疫検査体制の強化 と円滑な検査運営を図られたい。
 - ③ 空港へのアクセス道路の整備改善と駐車場の拡張整備を図られたい。
 - ④ 地方イン・地方アウトの流れを加速させるため、着陸料の軽減措置を継続されたい。
- (8) 霞ヶ浦の総合的な環境保全対策の強化推進

霞ヶ浦は首都圏における重要な水源であり、貴重な観光資源・保養空間として親しまれている。この豊かな自然環境の保全と持続可能な利用を図るため、次の事項を推進されたい。

- ① 底泥からのリンの溶出抑制対策を図るなど、重点的な水質浄化対策を講じられたい。
- ② アオコの発生に対しては、早期に河川への遡上防止と回収を図られたい。
- ③ 霞ヶ浦の水質浄化と水資源の確保等を図る霞ヶ浦導水事業の早期整備を図られたい。
- ④ 水質浄化のための各種対策の実施状況やその効果について、適時適切な情報提供を図るとともに、県民の水質保全意識の醸成を促進されたい。
- ⑤ 令和3年4月1日から霞ヶ浦流域の小規模事業者に対する排水規制が 強化され、浄化槽の設置等については無利子の融資制度が実施されている ところであり、事業者へのさらなる周知啓発と助成制度の継続・拡充を図 られたい。
- (9) ひたちなか地区留保地の開発と利用

ひたちなか地区留保地の整備活用については、地元商工団体等の意見、意 向を十分に尊重、反映するとともに、早期に利用計画策定を図られたい。

(10) ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸に対する支援

ひたちなか海浜鉄道湊線の延伸事業は、阿字ヶ浦駅から国営ひたち海浜公園までの延伸が認可され、観光需要の創出や交流人口の拡大など多大な経済効果が期待されている。令和6年春の開業に向けて沿線地域の魅力向上支援を図られたい。

(11) 既存不適格な中小工場の支援強化

既存の適法な建築物として建てられた県内各地の中小工場は住宅地に立地するケースも多く、その後の法令改正や都市計画変更等により既存不適格となっている状況が多数存在している。

これら中小工場の事業継続を促進する観点に立って、建て替えや拡張規制の一段の緩和を講じられたい。

併せて、中小工場の工業団地への移転支援と助成支援を図られたい。

- 9 東日本大震災からの確実な復興
- (1) 福島第一原子力発電所事故の早期収束

福島第一原子力発電所の廃炉実現に向けて、科学の英知を結集した取り組みの強化を図るとともに、一刻も早い原発事故の収束と安心できる経済活動の推進に万全を期されたい。

(2) 多核種除去設備等処理水 (ALPS処理水)の海洋放出に対する対策 ALPS処理水の海洋放出にあたっては、新たな風評被害を発生させない 対策を講じるとともに、 風評被害が発生した場合には、厳格な立証を求め ることなく、確実に賠償が実施されるよう支援されたい。

併せて、本県内に海洋放出と風評被害に関する相談窓口・損害賠償の受付 窓口を開設するよう支援されたい。

さらに、若い世代や子育てをする女性、高齢者にもわかりやすく丁寧な情報発信を図られたい。

(3) 原子力安全対策の強化

最新の知見を収集して福島原発事故の原因究明に取り組み、そこで得られた知見は規制基準等の安全対策に適切に反映されたい。

(4) 風評被害対策の推進

国内外における放射線と食品の安全性に関する正しい情報の発信と周知強化に取り組まれたい。

併せて、茨城県産食品に対する輸入規制の早期撒廃に向けた取り組みの強 化を図られたい。